ホ　公安職俸給表㈠級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1　（略） 2　刑務所、少年刑務所又は拘置所（以下「刑務官署」という。）の看守の行う職務 3　入国者収容所又は地方出入国在留管理局（以下「入国管理官署」という。）の警守の行う職務
2級	1　（略） 2　刑務官署の看守部長の行う職務 3　入国管理官署の警守長の行う職務
（略）	（略）
8級	1～5　（略） 6　地方出入国在留管理局の警備監理官の職務
（略）	（略）

ヘ～レ　（略）

別表第三　学歴免許等資格区分表（第十三条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
（略）	（略）	（略）
2　短大卒	一　短大3卒	(1)　学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)～(4)　（略）
	二　短大2卒	(1)　学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)～(6)　（略）
	三　（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

ホ　公安職俸給表㈠級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1　（略） 2　刑務所、少年刑務所若しくは拘置所（以下「刑務官署」という。）の看守又は入国者収容所若しくは地方入国管理局（以下「入国管理官署」という。）の警守の行う職務 （新設）
2級	1　（略） 2　刑務官署の看守部長又は入国管理官署の警守長の行う職務 （新設）
（略）	（略）
8級	1～5　（略） 6　地方入国管理局の警備監理官の職務
（略）	（略）

ヘ～レ　（略）

別表第三　学歴免許等資格区分表（第十三条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
（略）	（略）	（略）
2　短大卒	一　短大3卒	(1)　学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)～(4)　（略）
	二　短大2卒	(1)　学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)～(6)　（略）
	三　（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九一一七一一五九

人事院規則九一一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表に改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。